

(請求書の様式等)

第十条 令第三条第一項の請求書、第六条の届出書及び第八条の報告書の様式その他仮払金の支払の手続に關し必要な事項は、主務大臣が定める。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年九月十八日）から施行する。

附 則（平成二十三年一〇月二一日文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第四条第二項の規定は、平成二十三年九月十八日から適用する。